

平成27年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

---

開 会 平成27年 9月 7日

閉 会 平成27年 9月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（9月7日）

---

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

---

欠席議員 1名

6番 山 舘 清 剛 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 戸 邦 彦
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	坂 本 勝 教 君
議会事務局 次 長	佐 藤 一 仁 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番	柿 崎 裕 二 君
5 番	坂 本 豊 君

---

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 監査報告

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 5 2 号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第 5 3 号 蓬田村手数料条例の一部を改正する条例案

議案第 5 4 号 平成 2 6 年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 5 5 号 平成 2 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 5 6 号 平成 2 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 5 7 号 平成 2 6 年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 5 8 号 平成 2 6 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 5 9 号 平成 2 6 年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 6 0 号 平成 2 6 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

- 議案第61号 平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 議案第62号 平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第63号 平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第64号 平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第65号 平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第66号 平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第7 議案第52号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第53号 蓬田村手数料条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第54号 平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第10 議案第55号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第11 議案第56号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第12 議案第57号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第13 議案第58号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第14 議案第59号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第15 議案第60号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

午前9時44分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成27年第3回蓬田村議会定例会を開会します。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番柿崎裕二君、5番坂本 豊君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月11日までの5日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月11日までの5日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成26年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されておりますので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された健全化判断基準比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、常任委員会所管事務調査研修等を、先進地視察のため6月23日から6月26日まで東京都、徳島県及び富山県に議員を派遣しております。7月9日には青森市民ホールにおいて県下町村議会議員研修会が開催され、議員を派遣いたしました。また、7月16

日に平内町夜越山パークゴルフ場において東津軽郡町村議会議長会主催の議員健康管理セミナーが開催され、議員を派遣いたしました。

次に、前定例会以降に提出されました外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、平成27年の6月定例会後の主なる行事及び会議についてご報告を申し上げます。

6月13日（土曜日）でございますが、外ヶ浜町観閲式があり、これに出席をいたしました。

6月17日（水曜日）ですが、交通事故ゼロ7年達成ということで青森県知事表彰を受け、これをいただきに行ってまいりました。

6月21日（日曜日）ですが、青森市の観閲式があり、これに出席をいたしました。

6月28日（日曜日）、蓬田村観閲式を挙行いたしました。皆様方にもご協力をいただきました。ありがとうございました。

7月2日、東津軽郡老人スポーツ大会が平内町において開催され、これに出席をいたしました。

7月6日（月曜日）から9日（木曜日）まで東津軽郡町村長行政視察研修ということで北海道の道東地方、主に知床、釧路方面を研修してまいりました。

7月12日（日曜日）でございますが、今別町観閲式があり、これに出席をいたしました。

7月13日（月曜日）から14日（火曜日）にかけて北海道新幹線開業に伴う今別駅ダイヤの確保、並びに在来線のダイヤ確保につきまして陳情に行ってまいりました。これはJR北海道函館支社並びに函館本社でございます。

7月18日（土曜日）でございますが、海水浴場の安全祈願祭があり、これに出席をいたしました。

7月27日（月曜日）でございますが、北海道新幹線開業に伴う今別駅のダイヤ確保並びに在来線のダイヤ確保の陳情をしております。これはJR東日本盛岡支社に対して行っております。

7月27日（月曜日）、東津軽郡農業委員大会が平内町で開催され、これに出席をいたしました。

8月5日（日曜日）、東津軽郡障害者スポーツ大会が本村のトレーニングセンターで開催され、これに出席しております。

8月14日（金曜日）、蓬田村成人式が挙行されまして、ふるさと総合センターにおいて22名の成人の参加を得ております。

8月19日、蓬田村慰霊祭をふるさと総合センター並びに玉松台において挙行いたしました。

8月24日、青森県戦没者追悼式がございまして、これに出席をしております。

8月25日（火曜日）から8月27日（木曜日）まで、県町村会の総会並びに町村長健康管理研修会があり、これに出席をしております。場所は野辺地町並びに青森市でございます。

以上、主なるものについてご報告を申し上げます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

---

## 日程第5 監査報告

○議長（藤田修一君） 日程第5、監査報告。今期定例会に平成26年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員武井昭夫君より監査の結果について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（武井昭夫君） おはようございます。それでは、監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、平成27年7月21日村長より提出された平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算、平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算、平成26年度蓬田村後期高齢者医

療特別会計歳入歳出決算、並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であると認定いたしました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長に提出いたしました平成26年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されていますので、ご審議の参考にしていただければと思います。

以上で、監査の報告を終わります。

---

#### 日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（藤田修一君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案15件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成27年蓬田村議会第3回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案15件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第52号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案及び議案第53号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第54号、平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第55号、平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第56号、平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第57号、平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第58号、平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第59号、平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第60号、平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上7件の議案でございますが、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるために提案するものであります。

議案第61号、平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1,150万円、財産収入1,079万9,000円、村債967

万3,000円などを増額し、地方特例交付金4万2,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費611万2,000円、民生費819万9,000円、農林水産業費1,314万1,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4,052万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ21億8,616万6,000円となるわけでございます。

議案第62号、平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として繰入金94万6,000円、繰越金8,000円を減額し、歳出として総務費95万4,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに95万4,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,239万9,000円となるわけであります。

議案第63号、平成27年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入の主なるものとして国民健康保険税827万1,000円、国庫支出金168万1,000円、療養給付費等交付金268万円などを増額しております。次に、歳出の主なるものとして総務費287万7,000円、保険給付費660万円、後期高齢者支援金等266万2,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,283万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億2,731万5,000円となるわけであります。

議案第64号、平成27年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入として繰越金66万2,000円を増額し、繰入金38万7,000円を減額しております。次に、歳出として総務費27万5,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに27万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億548万円となるわけであります。

議案第65号、平成27年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入として繰入金233万9,000円、繰越金107万8,000円を増額しております。次に、歳出として総務費24万5,000円、諸支出金317万2,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに341万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,530万円となるわけであります。

議案第66号、平成27年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につき



ましては、歳入として繰入金10万5,000円、繰越金65万3,000円を増額しております。次に、歳出として総務費10万5,000円、諸支出金55万円、予備費10万3,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに75万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,696万2,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

---

日程第7 議案第52号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第7、議案第52号蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第52号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案。

蓬田村個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものがあります。

次のページをお開きいただきます。

まず、1条の部分であります、目次中「訂正等」の次に「並びに特定個人情報の利用停止等」を加えるとあります。この特定個人情報というのは個人番号をその内容に含む個人情報のことをいうというふうになります。

2条の(2)1項、7条、8条、9条、24条等については特定個人情報の利用等あるいは収集等の制限、利用の制限、提供の制限あるいは利用停止等の請求、これらを追加して載せてございます。

以上でございます。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは10月から実施ということでマイナンバー制度が行われる、

それに伴う条例の改正案だと思いますけども、村民に対しては、このマイナンバー制度のどのくらい認知されているか把握しているのかお聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 詳しくは回覧あるいはチラシですね、配布してございます。マイナンバー制度の実施については、10月に入りますと住民票を有する方にマイナンバーの通知がございまして、それをもとにしてカードの手続を年内中にするわけでございます。1月に入りますと、実際そのカードですね、カードができて市町村のほうに配布されます。市町村のほうから個人のほうに配布されるという段取りになっておりますので、今ところは回覧板等では周知はなされているものだというふうに考えてございまして、以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 最近ひとり暮らしの高齢者等がたくさん今ふえています。前のプレミアム券の通知、役場から来ても全く理解できないと言っている人たちも、私、お会いをいたしました。そのため、プレミアム券を購入できなかった人も実際おります。ましてやこういうマイナンバー制度のものを役場から通知が来たとしても、さらに回覧板等で回されても何のことなのか意味がわからない、そういう人たちがたくさんいると思います。そういう人たちに対しては、どのように説明をして理解をもらうつもりなのかお聞きいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 役場のほうに電話等で相談があった分については、こちらのほうから回答させていただきますし、また戸籍のほうの事務が若干複雑化なりますけども、住民課のほうと連携をとりながら、その辺はわからない部分がありましたら丁寧に説明していきたいというふうに考えてございまして、以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 2つ、もう2つお聞きしますけども、村民の多くの皆さんは、この仕組みの危険性も知らないという人が多いと思います。私たち自身でも、このマイナンバー制度というのがどのように運営されて、どのように活用されていくのか、それ全く実感としてはわかりません。ましてや、身分証明書がわりになるとか、顔写真つきであるとか利便性だけを言うておりますけども、これはキャッシュカードの暗証番号書いたカードを持ち歩いているようなものに匹敵するのではないかと危惧いたします。そのよ

うな危険性を、危険なものを持ち歩くということが果たしていいのかどうかということが1点。

もう一つは、民間の業者が業務に携わるわけです。実際この制度が実施されますとコンピューター操作などで民間の業者の方がたくさん出入りするわけですが、そういう人たちにデータの流出防止をどのように行っていくのか。データの流出がない、危険性はないのか、それについてお答えをお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） まず、1点目ではありますが、確かに番号入ります、12桁の番号が入りますし、顔写真がつきます。しかしながら、キャッシュカードとはまるっきり違いますので、個人の内容についてもキャッシュカードとは違うということだけは、はっきりご理解いただきたいと思います。

中身については、社会保障とかあるいは税の関係、それぐらいの事務の円滑化を図るという意味でその番号が使えると。先ほど言われたとおり、多分車の免許証がないという場合については、そのカードが身分証がわりになるというふうなことは事実でございます。その辺、1点目であります。

2点目については、民間の業者が直接これ使えるってなれば、何とか使えるようになっています。各事業所ではそれぞれ働く事業所ですね、事業所については、それぞれの事務上で個人の情報、特定個人情報については会社の中ではあるかもわかりませんが、一般事務については、あくまでも個人の情報ですので民間に流れるということは、まずないというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 私は、この制度には反対ですので、この提案された議案に対しても賛成できないということを表明いたします。

日本共産党では、以前から、昔は国民総番号制度ということでありました。国民の皆さんの背中に番号を一人ずつつけてあるくというような、そら恐ろしい感じがしていたので、マイナンバー制という、さもソフトで柔らかい、聞こえがよい名前に変更したわけです。先ほど私が質問したとおり、このマイナンバー制度というのはアメリカ、カナダ、たくさんの国で現在運用されているわけですが、そのデータの流出でかなりの被害が出ているということも事実であります。

皆さんご存じのとおり、年金機構のデータ125万件も流出したように、悪いことを考える人たちはあらゆる手段を使って、この情報、データを取ろうとします。ましてや、今度の改正では預金通帳の口座番号もそういうふうにマイナンバー制度で管理される、そして個人の健康状態、こういうデータも含まれるということになってしまいます。まさに国民のプライバシーが全て国の管理にされるということで大変危険であるということを私は皆さんに訴え、この制度に反対するという立場で条例案に反対いたします。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第53号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第8、議案第53号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（柿崎真人君） 議案第53号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものといたします。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

次のページ、お開き願います。

蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例、第1条関係でございますけれども、蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正いたします。

別表中29の項を30の項とし、17の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、16の項の次に次のように加える。

17. 通知カードの再交付手数料1件につき500円。

その下、第2条関係でございますけれども、16. 住民基本台帳カードの交付手数料1

件につき1,100円、17. 通知カードの再交付手数料1件につき500円を、16. 通知カードの再交付手数料1件につき500円、17. 個人番号カードの再交付手数料1件につき800円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定につきましては平成28年1月1日から施行するものでございます。

なお、ここに表記されております通知カードは平成27年10月から全国的、住民の皆様方に順次交付されるものでございます。また、個人番号カードは通知カードの交付後に本人の申請に基づき交付されるものでございます。これらのカードの最初の交付につきましては、手数料は無料です。

そして、住民基本台帳カードですが、個人番号カードの交付に伴い平成28年1月から交付しませんので、交付手数料の徴収については廃止させていただきます。

次のページ、お開き願います。

この表は改正後と改正前の対照表です。現行の29の項に2つ加え、1つの項、1つ項を削りますので、全部で30の項となります。ご参照願います。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この条例案に対しても、先ほどの理由と同じくマイナンバー制度のことで条例案が改正されるということなので、内容は省略して反対ということをお願いいたします。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

日程第09 議案第54号 平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を  
求めるの件

日程第10 議案第55号 平成26年度蓬田村学校給食センター特別会計歳

入歳出決算認定を求めるの件

日程第11 議案第56号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第12 議案第57号 平成26年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第13 議案第58号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第14 議案第59号 平成26年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第15 議案第60号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第54号平成26年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から日程第15、議案第60号平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの決算7案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時22分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ない

ことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員